

令和3年度介護サービス事業者業務管理体制の届出内容確認に係る 一般検査の実施結果について

長野県健康福祉部地域福祉課福祉監査担当

第1 一般検査の実施状況

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法第115条の32及び第115条の33では、介護サービス事業者に対し、法令を遵守するための業務管理体制の整備・届出を義務付けているとともに、行政による届出内容の検査を定めているところです。

本県では、各事業者の業務管理体制の整備に関する届出について、運用状況・取組内容を確認するため、届出のある約1,000余の事業者（注1）について、種別ごとに分けて定期的（概ね6年に1回）に検査（一般検査）を行っています。

令和3年度は、社会福祉法人75事業者、民法法人5事業者、農協、生協9事業者、その他2事業者を対象に一般検査を実施し、全ての事業者から報告書の提出がありました。

注1 事業者数は、毎年4月1日において、業務管理体制の整備に関する届出を行っている事業者から、みなし事業所（※）のみを運営する事業者等、一般検査の対象とならない事業者を除いた数です。

※みなし事業所……病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。

第2 一般検査の実施結果

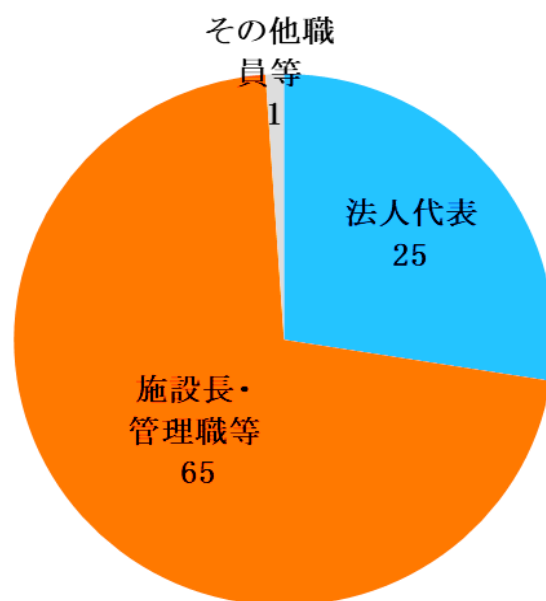
令和3年度は、対象事業者から「業務管理体制の整備に関する報告書」の提出を受け、各事業者の運用状況・取組内容を確認することで、一般検査を行いました。

介護保険法施行規則では、業務管理体制の整備として、指定又は許可を受けている事業所等の数が1以上20未満の事業者においては、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任が、指定等を受けている事業所等の数が20以上100未満の事業者においては、法令遵守責任者の選任に加え、業務が法令に適合することを確保するための規程（以下「法令遵守規程」という。）の整備が義務付けられています。

令和3年度の一般検査では、報告のあったすべての事業者において、それぞれ必要な業務管理体制の整備が行われていることを確認しました。

適切な業務管理体制の整備は、事業者自身の責任による内部管理を前提としていますが、「業務管理体制の整備に関する報告書」の各確認項目に対する主な取組内容は以下のとおりです。

1 法令遵守責任者の選任状況



報告のあったすべての事業者において、法令遵守責任者が選任されていました。

法令遵守責任者の職種別の選任状況では、「施設長・管理職等」が最も多く全体の6割半を占め、次いで「法人代表」が2割半程度でした。

なお、集計に当たっては、報告のあった法令遵守責任者の職名から、以下のとおり区分しています。また、事業所の管理者が法人代表を兼ねている場合にあっては、報告のあった職名に関わらず「法人代表」として集計しています。

○法令遵守責任者の職種区分

【法人代表】 理事長、代表取締役、代表社員

【施設長・管理職等】 施設長、管理者、専務取締役、常務取締役、部長、課長、事務長 等 (※)

【その他職員等】 介護支援専門員、生活相談員、介護職員、事務職員 等

※ 【施設長・管理職等】については、職名から、職員への監督的地位にあると考えられる職種について区分したものであり、実際の当該法人における管理職とは必ずしも一致しません。

2 業務管理体制（法令等遵守）の主な取組内容

（1）法令等遵守の方針（基本的な考え）

- ・法令遵守規程やマニュアルを作成している。
- ・倫理規範、倫理規程を定めている。
- ・就業規則や服務規程等により定めている。

（2）法令等遵守の方針に関する職員への周知

- ・各種委員会、ミーティング、全体会議、研修時等の際に周知している。
- ・新規採用時の研修等において、法令遵守についての方針を周知している。
- ・事業所内（事務室掲示板等）に倫理規程等を掲示し、周知している。

（3）法令遵守責任者の役割及び業務内容

- ・関係法令の改正等について情報収集し、職員へ周知する。
- ・法令遵守の周知及び徹底を行う。
- ・法人の規程の制定や改定を行う。
- ・法令遵守状況の確認をする。

（4）法令遵守責任者の役割及び業務内容に関する職員への周知

- ・各種委員会、ミーティング、研修等の際に周知している。
- ・新規採用時に周知している。
- ・事業所内の見やすいところに掲示している。

（5）法令遵守規程の整備及び職員への周知

- ・各職場において法令遵守マニュアルの読み合わせを行っている。
- ・定期的に研修を実施し、職員へ周知している。
- ・新規採用時に周知している。
- ・事業所の掲示板（見やすい場所）に掲示している。

（6）法令遵守のための職員への研修

- ・定期的に法令遵守研修会を実施している。
- ・オンラインによる内部研修を実施している。
- ・外部研修に参加した者を講師として伝達研修を実施している。

（7）提供する介護サービスの内容や適正な介護報酬請求等の把握

- ・介護記録の定期的な点検を行っている。
- ・請求の際、責任者等が複数人で確認している。
- ・当事者、管理者、責任者等で会議を行い、問題や違反等に対処していく。
- ・情報を把握し、必要に応じて職員に周知している。

(8) 問題・違反行為発生時の原因分析及び改善

- ・委員会で原因を分析し、改善の指示を行う。
- ・法令遵守責任者が中心となり再発防止策を検討する。
- ・内部で再発防止策を講じるとともに、必要に応じて第三者委員へ相談し、助言を求める。

(9) 虐待・身体拘束防止に向けた研修

- ・職員研修を実施している。
- ・オンライン研修に参加している。
- ・新規職員に対して採用時にマニュアルを渡し、研修を実施している。

(10) 苦情処理体制の整備

- ・事業所ごとに苦情受付担当者を設置している。
- ・事業所の苦情窓口及び苦情対応の手順を事業所内に掲示している。
- ・行政機関等、外部の相談窓口の連絡先を事業所内に掲示している。

(11) 職員に対するストレスマネジメントやメンタルヘルスケア等の実施

- ・定期的にストレスチェックを実施している。
- ・定期的に個別面談を実施している。
- ・職場のコミュニケーションの円滑を図り、ストレスの少ない職場とするよう努めている。
- ・休暇を取得しやすいよう配慮している。